

霞ヶ浦庁舎ＬＥＤ照明器具賃貸借仕様書

この仕様書は、賃貸人がＬＥＤ照明器具（以下「物件」という。）を、賃借人に賃貸することに関して、物件の数量、製品仕様等のほか賃貸人が行うことを定める。

1 件名

霞ヶ浦庁舎ＬＥＤ照明器具賃貸借

2 業務の目的

本業務は、霞ヶ浦庁舎に設置されている既存照明器具をＬＥＤ照明器具へと更新にすることにより、消費電力量の削減に伴う温室効果ガス排出量の低減、電気料金及び照明器具交換に係る維持管理経費の削減、ならびに適正な照度の確保による公務効率の維持・向上を図ることを目的とする。

3 業務の形態及び期間

本業務は、ＬＥＤ照明器具、ＬＥＤランプ及びその付属品等の賃貸借、取付工事及び保守を含めたリース契約である。

※地方自治法第２１４条に基づく債務負担行為とする。

(1) 物件の設置期限

契約締結日の翌日から令和８年１２月３１日まで

ただし、令和８年１２月２８日までに物件の設置を完了するよう努めるものとする。

(2) 賃貸借期間

令和９年１月１日から令和１８年１２月３１日まで（１２０ヶ月）

※準備期間（無償使用）

賃貸人は、設置された物件を令和８年１２月３１日まで試験・調整期間として無償で使用するものとする。

4 対象施設の名称及び住所、履行建物

No.	名称	住所	履行建物
1	霞ヶ浦庁舎	かすみがうら市大和田562番地	本館、保存文書庫、防災倉庫

5 照明器具設置作業及び維持管理仕様

(1) 数量

別紙「ＬＥＤ照明器具・ランプ製品仕様表」（以下「製品仕様表」という。）のとおりとするが、業者決定後の現地調査の結果等により、数量が変更となる可能性があることに留意すること。

(2) 製品仕様

納入・設置する製品は、前号の「製品仕様表」に定める仕様を満足するとともに、次の各項目の要件を満たすこと。

ア 構成品の品質

納入する照明器具、ランプ及び付属部品等は、すべて未使用の新品であること。

イ 照明器具の選定要件

採用する照明器具は、本事業が１０年間に及ぶ長期契約であることを鑑み、安定的な保守・供給体制を担保するため、日本国内に本社を有し、かつ２０１６年以前から地方公共団体施設におけるＬＥＤ照明器具の納入・設置実績のあるメーカー製品を採用すること。

ウ 準拠規格

ＬＥＤランプの選定にあたっては、一般社団法人日本照明工業会規格「ＪＬＭＡ３０１」及び「ガイド３０１」に準拠すること。ただし、ＪＬＭＡ３０１の規定がない２０Ｗ形及び

110形の選定にあたっては、原則として同規定の品質・安全基準の内容を踏襲するものとする。) また、設置工事にあたっては、同工業会発行の「ガイド301」に準拠すること。

エ 性能・照度基準

新設する照明器具の演色性、色温度、照射角度、全光束については、既存器具の相当品同等を基本として選定すること。また、設置対象となる建築物環境衛生基準等の各種法令・ガイドラインに定める照度基準を確実に満たすものとする。

オ 動作環境及び環境基準の適合

- a 本設備を構成する機器の作動保証温度範囲は、5℃～35℃を満たすものとする。
- b 照明設備にあつては、建築物環境衛生管理基準の定める照度基準（事務室等の床面または作業面における適切な照度の確保）に適合する配置及び性能を有するものとする。また、その他の環境基準の維持に支障をきたさない構造とすること。

カ 電気用品安全法の適合

電源が本体と分離している構成の場合、当該電源は電気用品安全法の対象となるため、同法に定める適合検査を受検し、PSEマークを取得（表示）していること。

キ 出荷明細書の提出

前各号の要件を満たす製品であることを証明するため、製造者が発行する出荷証明書（次の要求項目を満たすこと）の写しについては、着工（施工開始）までに提出すること。

要求項目	内容
ちらつき対策	電気用品安全法施行令別表第886の6の2：エル・イー・ディー・ランプイ構造（二）の技術基準を遵守したもの。（光出力はちらつきを感じないものであること。）
ノイズ対策	電気用品安全法の基準をクリアすること。
定格寿命	全光束が初期設計値の70％に低下するまでの総点灯時間が、40,000時間以上であること。
安全対策	LED照明を既存の照明器具に誤装着した場合、人体に危害を加えるおそれのある電流が流れない構造であること。
品質管理体制	ISO9001の認定取得工場で製造していること。
環境配慮	ISO14001の認定取得工場で製造していること。

(3) 器具設置作業仕様

ア 法令等の遵守

賃貸人は、器具等の設置に関する法令等を遵守して工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は、賃貸人の責任において行うこと。

イ LED照明化の施工基準

LED照明化は、別紙「製品仕様表」に基づく器具交換又はランプ交換とするが、その原則や手順は以下に従うこと。

a 器具交換の原則

器具の劣化が見込まれる照明は、原則として器具交換とすること。

b ランプ交換の条件

既存器具の状態を確認し、安全性等に支障がないと判断された場合に限り実施すること。

c 準拠規格

ランプ交換時は、一般社団法人日本照明工業会「JLMA301」適合品を使用し、同工業会「ガイド301」に沿って作業すること。

d 規定外の照明

上記規定がない種類の照明を交換する場合は、あらかじめ市に安全性を説明し、承認を得たうえで、同様の安全対策を実施すること。

ウ 施工体系図の提出

賃貸人は、作業開始前に施工体系図を作成し、賃借人に提出すること。

エ 早期完了への配慮

賃貸人は、現地調査の全終了を待つことなく、調査が完了した箇所から並行して作業を着手するなど、業務の早期完了を図るよう努めること。

オ 安全管理措置

賃貸人は、物件の維持管理及び施工にあたり、職員及び施設利用者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、必要な安全管理措置を講じるよう十分に配慮すること。

カ 撤去器具の適正処分

賃貸人は、本業務で撤去した照明器具、ランプ及びその付属品等について、関係法令に則り、適正に廃棄処理すること。

キ 契約不適合責任

本作業に関する不具合、瑕疵等の契約不適合については、本契約書の定めに従い、賃貸人がその責任を負うものとする。

ク 協議及び原状回復

賃貸人は、本業務の履行に当たり、監督職員と十分に協議し、職員及び施設利用者等の安全確保および施設の運営に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。また、施設の建物または設備等を破損させた場合は、賃貸人の費用負担と責任において速やかに原状回復するものとする。

(4) 維持管理仕様

ア 賃貸人の維持管理業務

賃貸人は、本契約期間中、物件及び既存のLED照明器具（以下「賃貸借物件等」という。）が正常な機能及び状態を維持し、円滑に使用できるよう、賃貸人の費用負担と責任において適切な維持管理（保守、点検及び必要な修繕を含む。）を行うものとする。

イ 不具合の発生時の対応

賃貸人は、賃貸借物件等の不具合を発見したとき、又は賃借人から連絡を受けたときは、原則として3営業日（土日祝日除く）以内に状況を確認し、賃借人へ報告すること。また、確認の結果、照明器具の交換や補修等の対応が必要と認められる場合は、速やかに当該作業を実施すること。

ウ 補修範囲及び協議

a 賃貸借物件等の維持管理及び補修

賃貸借物件等に不具合が生じた場合において、当該不具合が賃借人の故意もしくは過失による損害、又は地震、津波、風水害等の天災地変その他不可抗力による被害を除き、賃貸人は自らの責任と費用負担において直ちに補修を行うものとする。なお、当該補修に要する費用は、賃貸借契約に含まれるものとする。

b 前項の規定にかかわらず、不具合の範囲や補修の方法、その他特別な事情により対応が困難と見込まれる詳細事項については、賃借人と協議の上、その対応を決定する。

エ 賃貸借物件等の所有権移転及び固定資産税の取扱い

a 物件は、賃貸借期間満了後、その所有権を無償で賃借人に譲渡（移転）すること。

b 本契約は期間満了後の譲渡を前提とした「譲渡条件付きリース」であるため、賃貸借期間中における各施設の設備に係る固定資産税（償却資産）について、賃貸人に納付義務は生じないものとする。

6 動産総合保険の不付保

(1) 動産保険の不付保

本契約において、賃貸人は賃貸借物件等に対する動産総合保険の付保を行わないものとする。これに伴い、保険料相当額は賃貸借料に算入してはならない。

(2) 損害発生時のリスク負担および協議

賃貸借期間中、地震、津波、台風、洪水等の天災地変、火災、盗難、第三者の加害行為その他不測の事態により物件が滅失または毀損した場合の復旧費用等は、動産総合保険の適用がないことを踏まえ、賃借人と別途協議の上、その費用負担を決定するものとする。

7 物件の設置工事

(1) 業務の概要

ア 賃貸借物件の交換及び維持管理

賃貸人は、第4項に定める対象施設の既存照明を、第3項に定める設置期限までに賃貸借物件等と交換し、施設管理者が当該物件を安全かつ適正に使用できる状態に維持管理すること。

イ 賃貸借物件等の詳細及び数量

a 賃貸借物件等の詳細及び設置数量は、別紙「製品仕様表」のとおりとする。ただし、落札業者決定後に実施する現地調査等の結果により、実際の施工（納品）数量が変更になる可能性があることに留意すること。

b 賃貸借物件等の安全な通常使用に要する部品及び消耗品については、全て賃貸人の費用負担及び責任において調達（用意）すること。

ウ 賃貸借物件等への交換

賃貸人は、既存の照明器具又は既存のランプおよび安定器を撤去し、適切に結線処理等を行った上で、指定の賃貸借物件等を設置すること。

エ 撤去器具等の処分

撤去した既存蛍光灯および既存器具等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のその他関係法令を遵守の上、適正に処分すること。なお、処分に要する費用は全て賃貸人の負担とする。

(2) 設置作業を行う業者の条件

本業務における設置工事は、過去5年間に於いて、公共施設での同種または類似した施工実績を有する工事が施工すること。

なお、かすみがうら市の経済活性化の観点から、市内に本店を有する電気工事を積極的に活用するよう努めるものとする。

(3) 作業要件

ア 関係法令等の遵守

賃貸人は、本仕様書に明記されていない事項であっても、建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、建設業法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、その他関係諸法令、条例、規則および基準等を遵守し、適切に業務を履行すること。

イ 標準仕様の指定

本仕様書に記載のない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）」、建築物における維持管理マニュアルの各最新版に準拠すること。

ウ 現地調査及び既存器具の交換・固定

施工に先立ち、十分な現地調査を実施すること。調査の結果、接触不良、ひび割れ、バネのへたり等の劣化が認められるソケット及び電線等は、賃貸人の負担において速や

かに交換を行うこと。また、器具等の設置に当たっては、脱落や落下の危険がないよう安全性を十分に確認し、構造体に確実に固定すること。

エ 作業足場の設置及び管理

作業足場の設置及び管理に要する費用は賃貸人の負担とし、賃貸人は労働安全衛生法その他の関係法令に基づき、適切な設置及び維持管理を行うこと。

オ 賃貸借物件等の明示

a 賃貸人は、対象物件が賃貸借物件等であることを明視できる措置を講じなければならない。

b 前項の表示は、職員又は施設利用者が一瞥して対象物件が賃貸借物件等（賃借資産）であることを容易に識別できる方法により行うものとし、具体的な表示方法、文言及び設置場所については、事前に市の承認を得るものとする。

カ 安全確保等

賃貸人は、本業務の履行に際して常に監督職員と緊密な連携を図り、施設利用者及び職員の安全確保に万全を期すとともに、施設運営の妨げとならないよう施工計画（作業計画）を十分に検討しなければならない。業務履行中に賃貸人の責任めに帰すべき事由により施設、建物又は設備等に損害を与えたときは、賃貸人は直ちに監督職員に報告し、自己の費用負担においてこれを原状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。

キ 現地調査

現地調査の日時及び方法については、あらかじめ監督職員と協議の上、決定すること。

ク 作業の実施

作業の実施にあたっては、原則として庁舎の執務環境に支障が生じないよう配慮するものとし、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日等）の施工を基本とする。なお、具体的な作業日時については、事前に賃借人と協議の上、決定すること。

ケ 安全管理及び事故防止

a 賃貸人は、本業務の遂行にあたり、安全管理に十分配慮し、労働安全衛生法等の関係法令を遵守しなければならない。

b 作業中における職員及び施設利用者、作業員の安全確保に努め、事故防止のための万全の措置を講じること。

c 万一、事故や災害が発生した場合は、直ちに適切な応急処置を講じるとともに、賃借人に報告し、その指示に従わなければならない。

コ 養生措置

業務の遂行に伴う養生は原則としてシート養生とする。ただし、賃借人が必要と認める場合は、賃貸人の費用負担において、既存施設及び設備、什器等に毀損が生じないよう適切な養生を行わなければならない。

サ 完了確認

賃貸借物件等の設置完了後、賃貸人は必ず監督職員の立会いのもと、業務の完了確認（または設置確認）を受けること。

シ 打合せ記録書の提出

賃貸人は、本業務の履行に当たり監督職員と打合せを行った場合は、その都度「打合せ記録書」を作成し、監督職員に提出して承認（または確認）を受けなければならない。

(4) 設置後の現地試験

ア 照度測定

賃貸借物件等の設置作業前及び作業完了後の日没後にそれぞれ実施すること。

イ 絶縁抵抗測定

機器の設置作業前及び作業後に、分電盤の分岐回路ごとに測定を行うこと。施工前後を比較し、当該作業に起因する絶縁性能の劣化がないことを確認すること。

ウ 試験日時の決定

現地試験の実施日時については、事前に監督職員と協議の上、その承認を得て決定すること。

エ 不具合発生時の対応

現地試験において不具合又は仕様との不一致が発見された場合、賃貸人は自己の費用負担と責任において遅滞なく原因を究明すること。賃貸借物件等及び周辺機器が本仕様書に定める正常な動作・性能を満たすよう、必要な調整、修繕又は交換作業を実施すること。

(5) 提出書類

ア 工程表

イ 使用材料承認図、製品の取扱説明書

ウ 現地試験成績書

エ 施工写真（作業前、作業後）

（撮影箇所等の詳細については、双方協議の上、定めるものとする。）

オ 竣工図

カ 保証体制図

キ 契約金総額の内訳明細書

（物件の設置費、賃貸借料及び保証費用の内訳を明らかにすること。）

ク 対象施設別の内訳明細書

（照明器具費、物件の設置費、賃貸借料の内訳）

ケ 打合せ記録書

コ 照明メーカー発行の製品保証書（保証期間10年間）

サ その他監督職員が指示した書類

8 物件の保証

(1) 保証期間

賃貸借物件の保証期間は、本契約に定める賃貸借期間とする。

(2) 故障等発生時の対応

ア 履行期間中、賃借人が適正に管理及び使用している中で、賃貸借物件等並びにその運用に係る周辺機器に動作不良、破損、故障等が発生した場合、賃貸人は自己の費用負担と責任において、速やかにこれを正常な状態に復旧しなければならない。

イ 前項の復旧に要する一切の費用（交換部品代、技術料、出張費等含む。）は、賃貸人の負担とする。

(3) 賃貸借物件の修理および交換

ア 賃貸借期間中、器具の不良、経年劣化、その他賃貸人の責めに帰すべき事由、又は通常の使用に伴う損耗等により賃貸借物件等が正常に機能しなくなったとき、又はその恐れがあるとき、賃貸人は、直ちに賃貸借物件等の修理又は交換等の必要な措置を講じるものとする。

イ 前項の修理等に要する費用（代替物件、関連部品、消耗品等の費用、技術者の派遣費用及び作業諸経費等を含む一切の費用）は、全て賃貸人が負担する。

ウ 生産終了等の事由により賃貸借物件等と同一製品の調達が困難な場合、賃貸人は、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た上で、同等以上の性能、規格及び品質を有する代替品を納入すること。

(4) 賃貸借物件等の使用停止時の措置

賃貸借期間中、賃借人の責めに帰すべき事由によらない事由により、賃貸借等設置物件の使用停止等の必要性が生じたときは、賃貸人は、速やかに当該賃貸借等設置物件と同等以上の性能及び規格を有する代替品を提供し、施設の運営に支障を来さないように措置すること。なお、これに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

(5) 保守受付窓口の設置

ア 窓口の常設

賃貸人は、保証期間中における障害及び不具合の発生に際し、迅速な復旧体制を確保するため、専用の保守受付窓口を常設すること。

イ 詳細の提示

同窓口の連絡先および連絡体制の詳細は、賃貸借物件等の完成検査時まで、賃借人に対して書面により提示すること。

(6) リスクの分担

ア 不測の事態への対応

本契約に基づき導入した賃貸借物件等について、天災地変その他運営状況の大幅な変更等、賃貸人の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、賃借人と別途協議を行うこ

と。

イ リスクの分担

想定されるリスク及びその責任分担は、別表「リスク分担表」によるものとし、賃貸人は自らが費用負担すべきリスクを勘案した上で応札しなければならない。

ウ 未定事項の協議

当該分担表に定めのない事項が発生した場合は、必要に応じて、賃借人と別途協議し、その対応を決定すること。

9 損害賠償

この契約の履行に伴い、賃借人及び第三者が被った被害については、賃貸人が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち賃借人の責に帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。

10 支払条件

ア 賃貸借料は、賃貸借契約に定める賃貸借料支払区分（以下「支払区分」という。）に応じ、月1回支払いとする。

イ 賃貸人は、支払区分に係る賃貸借の終了後、速やかにその内容を記載した請求書を賃借人に送付すること。

ウ 賃借人は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、当該支払区分に係る賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。

エ 月1回払いにおける具体的な支払日については、賃借人と協議の上、別に定めるものとする。

11 守秘義務

(1) 賃貸人は、本業務の遂行に伴い市から提供された業務上の情報について、第三者に開示又は漏洩しないこと。

(2) 賃貸人は、契約業務の遂行にあたり、賃借人から図面その他資料の貸与又は支給を受けたときは、善良なる管理者の注意をもってこれを保管及び管理しなければならない。なお、当該資料を紛失し、又は毀損したときは、直ちに賃借人に報告し、その指示に従って必要な措置を講じること。

(3) 賃貸人は、賃借人より提供された資料、情報又はデータ等を、本契約に基づく業務を遂行する目的以外に使用してはならない

12 その他の条件

(1) 再委託等の制限及び手続き

賃貸借物件等の設置作業（現地試験を含む）や保証等、契約の一部を契約相方以外の事業者が履行する場合は、事前に書面により通知し、賃借人の承認を得ること。

(2) 明記のない事項等の取扱い

本仕様書に明記のない事項、又は履行について疑義が生じた事項については、賃借人と協議の上、その都度決定するものとする。

(3) 誠実義務及び紛争解決

賃貸人は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。本業務の履行に関し疑義が生じたときは、賃借人と協議し、解決を図るものとする。

13 協議事項

本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、賃借人と協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

別表

<リスク分担表>

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	賃貸人
共通	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動・事故等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可	○	○
	保険	市の過失や施設起因（雨漏り・電気系統の異常等）による故障	○	
		事業者側の瑕疵（製品不良・施工不良）による故障		○
		不可抗力（天災）による滅失・損傷	協議	
	資金調達	リース開始前迄の急激な市中金利の上昇・下降		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細協議によるもの）	協議	
	事業の中止・延期	本市の指示	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		本市の事業放棄によるもの	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
計画・設計	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	関係機関等の調整	消防署(誘導灯・非常灯変更届)等との申請遅延		○
	資金調達	必要な資金に関すること		○
工事・施工段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費、維持管理費に関し、影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本市の提示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費の増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	産業廃棄物処理	撤去した既存蛍光灯、器具等の処分違法化・処理非高騰		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し設備に生じた損害		○
支払	金利	市中金利の変更		○
維持管理	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	設備の損傷 施設の損傷	本市の故意・過失に起因する施設・設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷		○
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○

L E D照明器具・ランプ製品仕様表（霞ヶ浦庁舎）

霞ヶ浦庁舎	種別	直管ランプ			コンパクト蛍光灯		ダウンライト		シーリング		リニューアルプレート
		40形	FL20	HF63	FHP23	FPL36	ダウンライト	ダウンライト	シーリング	器具	Φ125→Φ100
	数量	295	9	106	116	12	33	17	3	3	32
	ランプ 光束	2500lm以上	1000lm以上	3750lm以上	1120lm以上	1500lm以上	750lm以上	750lm以上	1200lm以上	-	-
	定格消費電力	13.8W以下	6.1W以下	25.0W以下	8.0W以下	10.4W以下	8.0W以下	6.8W以下	10.0W以下	-	-
	質量	220g以下	120g以下	340g以下	200g以下	245g以下	0.2Kg以下	0.19Kg以下	370g以下	-	-
	色温度	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	5000K	-	-
	光源色	昼白色	昼白色	昼白色	昼白色	昼白色	昼白色	昼白色	昼白色		
	演色性	Ra83以上	Ra83以上	Ra80以上	Ra80以上	Ra82以上	Ra83以上	Ra83以上	Ra83以上	-	-
	定格電圧	AC100-242V	AC100-242V	AC100-240V	AC100～240V	AC100～242V	AC100V	AC100V	AC100V	-	-
	1/2ビーム角	120°	120°	180°	120°	120°	110°	110°	-	-	-
	設計寿命	40000時間以上	40000時間以上	50000時間以上	50000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上	40000時間以上		-
	調光	非調光	非調光	非調光	非調光	非調光	非調光	非調光	非調光	-	-
	定格周波数	50/60hz	50/60hz	50/60hz	50/60hz	50/60hz	50/60hz	50/60hz	50/60hz	-	-
	給電方式	片側	片側	片側	-	-	-	-	-	-	-
	電源位置	内蔵	内蔵	内蔵	内蔵	内蔵	内蔵	内蔵	内蔵	-	-
	口金/埋込寸法	G13	G13	G13	GY10q	GY10q-6,GY10q-9	Φ125	Φ150	GX53	Φ300	-
	その他	安定器撤去の上 ランプ交換	安定器撤去の上 ランプ交換	安定器撤去の上 ランプ交換	安定器撤去の上 ランプ交換	安定器撤去の上 ランプ交換	器具交換	IP43 器具交換	器具交換	IP23	-

	サーバー室	9								
	放送室	8								
	大会議室			18						
	会議室			12						
	男子トイレ		1							
	女子トイレ		1							
	多目的トイレ LED済の為 対象外									
	トイレ前						3			3
	収納			1						
	風除室							3		
	吹き抜け							12		
	宿直室	2		9						
	電話交換室	4								
	倉庫（3）			2						
	湯沸室	3								
	湯沸室		4							
	男子更衣室			4						
	女子更衣室			2						
	職員食堂			9						
	職員食堂		1							
	小会議室			12						
	男子トイレ		1							
	女子トイレ		1							
	多目的トイレ LED済の為 対象外									
	トイレ前						3			3
	トイレ前									
	倉庫(2)			1						
	収納			1						
	倉庫(1)	4								
	倉庫(1)前						1			
	通路						24			24
	相談室(4)					12				
	相談室(1)				8					
	相談室(2)				8					
	打ち合わせコーナー				16					
	書庫(1)			8						

	備品倉庫		2							
	事務室(1)		12							
	事務室(2)		12							
	書庫(2)		8							
	相談室(3)			8						
	消費税活鮮ター			24						
	事務室	144								
	壁面							3	3	
	倉庫	24								
	保存文書庫	32								
	印刷室		2							
	執務室（間接）	65								
	自販機コーナー			6						
	セルフ収納機			6						
	市民ギャラリー			40						
	軒下					2				2
	風除室						2			